京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局IC証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条の2各号列記以外の部分中「以下同じ」を「以下第6条の4まで同じ」に、「降車の際」を「運賃を支払う際」に改め、同条第2号中「支払うことができる」を「支払わなければならない」に改める。

第6条の3各号列記以外の部分中「(循環1号系統を除く。以下同じ。)」を削り、同条第2号中「前号による乗車の当日」の右に「(午前3時から翌日の午前3時までとする。次条において同じ。)」を加える。

第6条の4中「(循環1号系統を除く。以下同じ。)」を削る。

第8条第2号中「当日」の右に「(最終列車の営業を終了する時刻までとする。)」を加える。

第13条中「降車する時」の右に「(ただし、別に指定する場合は乗車する時)」を加える。

第20条中「降車する時」の右に「(ただし、別に指定する場合は乗車する時)」を加える。

第26条中「第1号又は第2号に該当する時は、」を削り、「回収するものとする」を「回収できるものとする」に改める。

第29条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第29条第2項を次のように改める。

2 削除

附則

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

(交通局営業推進室)